

鹿保協発 23 - 01
2023 年 4 月 17 日

内閣総理大臣 岸田文雄様
総務大臣 松本剛明様
厚生労働大臣 加藤勝信様
デジタル大臣 河野太郎様

診療報酬オンライン請求「義務化」方針の撤回を求める(声明)

鹿児島県保険医協会
会長 原口 兼明

厚労省は3月23日、社会保障審議会（医療保険部会）に、光ディスク等により診療報酬請求する医療機関に対して、原則2024年9月末までにオンライン請求に移行することを実質上義務付け、紙レセプト請求者に対しても、改めて届出を提出するよう求め、2024年4月以降は新規適用を終了とする計画案（ロードマップ案）を示した。この実行のため2023年度中に請求省令を改正し、期限を区切って実施を迫ろうとしている。

当審議会資料によると、本年1月請求処理分において、医科医療機関18,146件、歯科医療機関40,991件が、光ディスク等による請求を選択している。1年半という短期間の強行は、医療現場に相当な混乱を引き起こすことが必至である。計画案は、国が医療DXを進めるために、光ディスク請求等医療機関を踏み台にし、閉院・廃院しようがお構いなしとする計画案というべきものであり、地域医療崩壊を危惧するものである。

この計画案は、昨年6月に閣議決定された規制改革実施計画の「社会保険診療報酬支払基金等における審査・支払業務の円滑化」という項で、「将来的にオンライン請求の割合を100%に近づけていく」、「2022年度末までにロードマップの作成を措置する」としていた内容を具体化したものだが、そもそも効果的・効率的な審査支払システムの構築が目的とされており、地域住民の命と健康を守る医療機関にこれ以上の負担を強いることは、断じて許されるものではなく、極めて威圧的かつ乱暴なやり方と指摘せざるを得ない。

本会は、医療機関にオンライン請求を実質上義務付ける提案を即時撤回するよう強く求めるものである。

以上